

前回検討会の議論を踏まえた対応案について
(医療機関が報告する医療機能の「今後の方向」及び医療機関から報告する情報の公表のあり方)

1. 医療機関が報告する医療機能の「今後の方向」について

(1) 検討の前提について **【前回検討会資料の記載再掲】**

- 病床機能報告制度においては、医療機関は、その有する病床において担っている医療機能の「現状」と「今後の方向」を選択し、病棟単位で都道府県に報告することとしている。
- この「現状」と「今後の方向」の医療機能については、法律上は、
 - ・「現状」 → 基準日における病床の機能
 - ・「今後の方向」 → 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定となっている。
また、報告後に、「今後の方向」に変更があった場合は、医療機関は都道府県に再度報告することとなっている。
- 「現状」については、構造設備・人員配置等に関する項目の報告時点と揃え、毎年7月1日時点とすることとしている。
「今後の方向」については、これをいつの時点とするか（基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日をいつとするか）、検討する必要がある。

(2) 医療機能の分化・連携の進め方と「今後の方向」の役割について

- 医療機能の分化・連携については、まずは、病床機能報告制度によって、医療機関がその有する病床で担っている医療機能の現状を国及び都道府県が把握・分析し、その結果を踏まえて、都道府県において策定される地域医療構想によって、2次医療圏等ごとの将来の医療需要と各医療機能の必要量が示されることで、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、進められるものである。
- 国及び都道府県は、医療機関の自主的な取組を支援し、また、医療機関相互の協議を実効的なものとするため、「協議の場」の設置、新たな財政支援の仕組みの創設等の措置を講ずることとしている。
- 「協議の場」については、都道府県が設置し、医療機関や医療保険者等の関係者がこれに参加し、地域医療構想の達成に向けて、個々の医療機関の地域における機能分化・連携について協議することとなる。
その際、各医療機関の医療機能の「現状」と「今後の方向」等病床機能報告制度で報告された情報を基にして公表される情報を共有し、地域の医療提供体制について共通認識をもった上で、協議が行われることとなる。
- こうした措置を通じて、医療機関による自主的な取組や医療機関相互の協議を実効的なものとし、機能分化・連携を進め、地域医療構想の必要量に向けて病床数を収れんさせていくことが基本となるものである。
- ただし、仮に、「協議の場」の合意に従わない一部医療機関が現れ、地域医療構想で定めた必要量に照らして過剰な医療機能の病床をさらに増やそうとする場合や、何らかの事情により「協議の場」が機能しなくなり、機能分化・連携が進まない場合等については、これに対処するため、都道府県が一定の役割を果たすこととしている。
- 具体的には、都道府県知事は、医療機関から報告された「今後の方向」の医療機能が「現状」の医療機能と異なり、かつ、「今後の方向」の医療機能の病床が地域医療構想で定めた当該機能の必要量よりも過剰である場合には、医療機関に対して、医療機能を転換する理由が記載された書面の提出を求めることができることとなっている。
また、都道府県知事は、この理由が十分なものではないと認めるときは、医療機能の転換について、「協議の場」での協議を行うよう求める

ことができ、「協議の場」での協議が調わないときには、都道府県知事は、医療審議会での説明を求め、医療機能の転換の理由がやむを得ないものと認められないときは、医療審議会の意見を聴いた上で、公的医療機関等に対しては転換の中止の命令を、それ以外の医療機関に対しては転換の中止の要請を行うことができることとなっている。

- このように、病床機能報告制度における医療機能の「現状」及び「今後の方向」は、基本的には、地域医療構想実現のための協議を行う際、その前提として各医療機関の意向等について共通の認識をもつための情報である一方、都道府県が一定の場合に採ることができることとされている転換の中止の要請・命令の要件としての役割も有している。

(3) 具体的な案について

- 前回検討会では、「今後の方向」の時点について、
 - ・ 案1：2025年度（平成37年度）時点とする案
 - ・ 案2：6年先の時点とする案という2案を提示した。

- これに対し、以下のような意見があった。

- ・ 2者択一ではなく、長期と近未来と両方の予定を報告してもらっても良いのではないか。協議の場での議論のためには、情報は多いほうが良い。
- ・ 6年先といっても、1年ずつずれていくので、医療計画の計画期間とも合わない。6年にこだわる必要はなく、区切りの良い5年や診療報酬改定2回の4年でも良いのではないか。
- ・ 2025年の予定というのは夢を語るようなところがある。6年先でも、診療報酬改定のことを考えると見通せない。
- ・ 協議の場が毎年開催されるなら、来年の予定を毎年聞くのが良いのではないか。
- ・ 2025年や6年先のことを聞いても、分からないから、現状と同じという回答が多いはず。そんな回答を基に議論しても、機能転換は進まない。
- ・ 2025年だと、予定といっても夢みtainなものが入ってくる。6年先でも、まだ例えばという話で、資金確保のメドを立てて言っているわけではない。
- ・ 先に急性期と言っていたほうが有利なのかどうか、「今後の方向」の意味も含めて議論が必要。

○ こうしたご意見等を踏まえ、次のように修正してはどうか。

- ・ 「今後の方向」（法律上の規定では、「基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定」）は、「6年を経過した日における病床の機能の予定」とするが、当然、来年や2年後といった比較的短期の変更予定がある場合も含むものであることを明確にするとともに、変更を予定している時点（目途）も報告事項とするものとする。
- ・ 2025年度（平成37年度）時点における医療機能の予定については、別途、参考情報として、任意で報告することができるものとする。
- ・ なお、当面、上記の内容で病床機能報告制度を開始するが、今後、病床機能報告制度の実施状況を踏まえつつ、地域医療構想や協議の進め方等の具体的なあり方の議論も考慮して、「今後の方向」の時点等について、必要に応じ、見直すものとする。

（4）修正案の考え方について

（2025年時点とする案について）

○ 前回の検討会では、2025年度（平成37年度）時点とする案については、かなり不確実性が高く、病床機能の予定は不明である等の意見があった。

医療機能の「今後の方向」については、上述（2）のとおり、地域医療構想実現のための協議を行う際、その前提として各医療機関の意向等について共通の認識をもつための情報であるとともに、都道府県が一定の場合に採ることができることとされている転換の中止の要請等の要件としての役割も有していることから、不確実性が高いものを定めることは適当ではない。

よって、「今後の方向」については、2025年（平成37年）のような長期の予定ではなく、一定期間内の予定とするべきと考えられる。

なお、協議の場における情報はより多い方が良いという観点から、2025年の予定についても、参考情報として可能な場合は任意で報告する事項とすることとする。

（「今後の方向」の具体的な時点について）

- 今回の修正案では、「今後の方向」（法律上の規定では、「基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定」）は、「6年を経過した日における病床の機能の予定」とすることとしている。

その上で、前回の検討会のご意見にあるように、各医療機関は、直近あるいは次回の診療報酬改定の動向等を踏まえ、来年から4年先までの比較的短期で「今後の予定」を有していると考えられることから、今回、6年先の予定を報告していただきつつ、6年より以前に医療機能の変更の予定がある場合はその時期も併せて報告していただくこととする。こうすることで、比較的短期の予定も含めて把握することが可能となる。

- これについては、地域医療構想では2025年（平成37年）の病床の必要量を定めており、これを達成するためには、現時点から、順次計画的に、足りない医療機能の充足を図るなどして、必要量に向けて、病床数を収れんさせていく必要がある。

その際、来年や2年後といった比較的短期の予定だけを報告の対象とすると、より中期の変更予定は報告の対象とならず、その情報がない状態で協議を行うこととなる。この場合、

- ・ 中長期的にどのように地域医療構想を実現していくのかという議論が行いにくい懸念がある
- ・ 都道府県が行う基金による機能転換等の財政支援についても中期的な見通しが立てにくいとの懸念がある
- ・ 短期的に計画がある医療機関の意向のみが優先される運用となるおそれがある

等の問題があり、適当ではないと考えられる。

- よって、医療機関の中期の予定を把握し、それらを基にして、「協議の場」において、計画的に地域医療構想の達成を図ることができるよう、協議を進めることが望ましい。

- 中期の予定の具体的な時点としては、今後、医療計画の計画期間が6年間となることを踏まえ、次々回の診療報酬改定以降の時期まで含めて報告の対象とし、より多くの変更予定を把握する観点から、6年先の時点までの変更予定を報告の対象とする。

その上で、医療機能の転換を具体的に予定している場合は、その時期

を併せて報告していただくこととする。

※ 「今後の予定」を報告した後で、その後の診療報酬改定等を踏まえた結果、「今後の予定」に変更が生じることも考えられるが、その場合には、変更の報告を行っていただくこととなる。

- なお、当面、「今後の方向」の報告をこのような形で始めることとするが、今後、病床機能報告制度の実施状況を踏まえつつ、地域医療構想や協議の進め方等の具体的なあり方の議論も考慮して、必要に応じ、見直すものとする。

2. 医療機関から報告する情報の公表のあり方について

- 医療機関から報告する情報の公表のあり方については、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 都道府県は、医療機関から報告された情報を、そのままの形ではなく、分かりやすく加工し、患者や住民に公表することとする。
- ・ そのあり方については、
 - ① 公表された情報については、「協議の場」での協議にも活用し、地域医療構想の実現と関係があること
 - ② 実際に報告された情報を見て、どういった形で公表するのが適当か検討する必要があることを考慮し、今後、地域医療構想のガイドラインを策定していく中で検討することとする。